

すくすくジャパン

「子ども・子育て支援新制度」がスタートします

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法(※)が成立しました。

これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートします。新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指した制度です。

また、新制度では、子どもや子育て世帯の状況に応じたさまざまな支援を市(町村)が中心となって行います。

※ 子ども・子育て関連3法とは…①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部を改正する法律
③関係法律の整備等に関する法律



うつのみや

平成27年1月



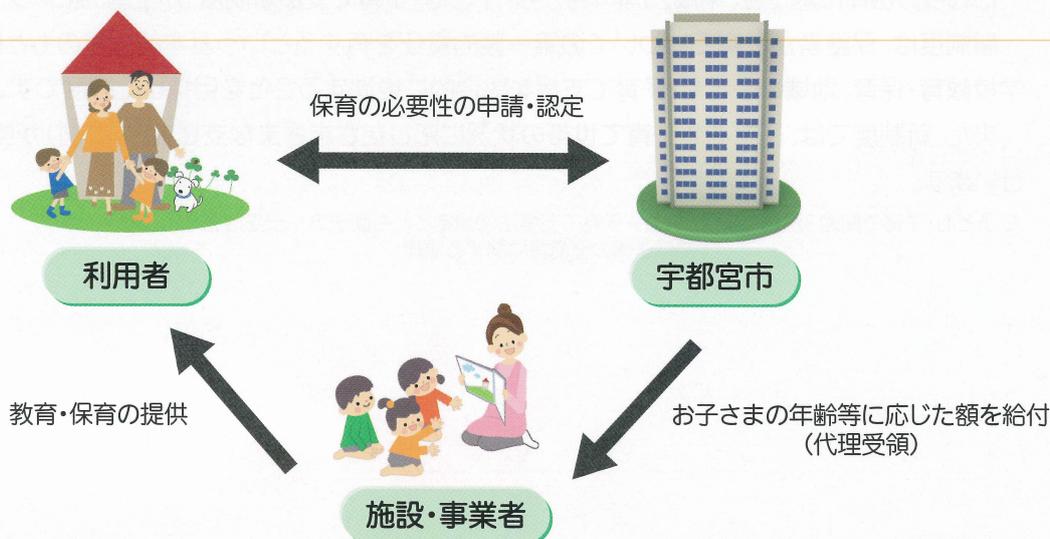
子ども・子育て支援新制度ってどんな制度なの？

幼児期の学校教育・保育の提供を「個人への給付」として保障します。

学校教育と保育が必要なお子さまへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園、幼稚園（給付対象施設）、保育所、小規模保育事業などを利用した場合に共通の仕組みで給付が受けられます。

なお、公費を確実に教育・保育に要する費用に充てるため、利用者の皆さまへの直接的な給付ではなく、市（町村）から施設などに支払う仕組み（法定代理受領）となります。

<法定代理受領のイメージ>



幼児期の学校教育・保育を一体的に提供します。

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ認定こども園の普及を図り、お子さまが幼児期の学校教育と保育を一体的に受けられる環境を整えます。

地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ります。

ご家庭で子育てをされている方も含めたすべての子育て世帯を支援するため、親子が交流できる場所を増やすなど、地域子ども・子育て支援を充実させます。

宇都宮市が取り組むことは？



新制度の導入に向けて、市民の皆さまが安心して子育てできる環境整備に取り組むとともに、保育を必要とするお子さまやご家庭で子育てをされているすべての子育て世帯が、乳幼児期から学齢期まで切れ目のない子育てサービスが受けられるよう、子ども・子育て支援施策を進めていきます。

具体的には、

- ① 幼児期の学校教育や保育、子育て支援などに関するニーズを把握し、適切なサービス確保を目的とした「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、推進していきます。
- ② 本市の実情に応じた子育て支援の場や機会を充実させていきます。